

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町条例第14号

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部
を改正する条例

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年設楽町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第1項各号」を「第1項及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年設楽町条例第18号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第14条 職員が給与条例第15条第1項及び第3項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第14条 職員が給与条例第15条第1項各号_____に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 (略)</p>